

一般社団法人 長野県損害保険代理業協会
定 款

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人長野県損害保険代理業協会（以下「本会」という。）と称する。（呼称：長野代協 通称：I I A長野）

(目 的)

第2条 本会は、損害保険の健全かつ公正な募集と保険契約者の利益を守るため損害保険代理店の資質を高め、地位の向上を図り、損害保険事業の健全な発展に寄与するとともに併せて地域社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 損害保険の公正な普及に関する啓蒙、宣伝及び防災活動と危機管理の推進
- 二 損害保険代理業者に対する講習会、研究会、講演会開催及び教育研修事業
- 三 損害保険代理業制度と業務の改善及び発展に関する調査、研究及び提言
- 四 損害保険代理業者の募集環境に関する調査、研究、調整、解決
- 五 損害保険事業における諸問題に関する調査、研究、調整、解決
- 六 保険契約者の利益保護を目的とした調査、研究、調整、解決
- 七 保険契約者の便益の向上と本会の発展を目的とした共益事業
- 八 会員相互の交流、支援、連絡及び連携を図る為の会報等の発行と広報活動
- 九 会員及び従事者への健康推進ならびに福利厚生事業
- 十 安心で安全な地域社会の発展に貢献するための社会奉仕活動
- 十一 前各号に掲げる他、本会の目的を達成するため必要と認めた事項

(事務所の所在地)

第4条 本会は、主たる事務所を本部と称し、長野県松本市に置く。

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(機関の設置)

第6条 本会に理事及び監事を置く。

第2章 基金

(基金の総額)

第7条 本会は、会員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という）第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

- 2 基金の募集、割当て、払い込み手続き、基金の管理及び基金の返還等の取り扱いについては、理事会の議決により別に定める。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第8条 拠出された基金は、本法人の解散のときまで返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次条に定める基金の返還等の手続きにより、基金をその拠出者に返還することができる。
- 3 基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできない。

(基金の返還の手続)

第9条 基金の返還は、法141条に規定する限度額の範囲内で、通常総会（定時総会）における議決を経た後、理事会の決定した手続きに従って返還する。

第3章 会員

(会員及びその資格)

第10条 本会員は、正会員、一般会員及び賛助会員とし、正会員をもって法上の社員とする。

- 2 正会員は、保険業法第276条の規定により登録された損害保険代理店の代表者とする。
- 3 一般会員は、正会員が代表する損害保険代理店の役員、使用人として保険業法第302条により届出がなされた者とする。
- 4 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助又は後援する団体、法人、個人とする。

(入会の方法)

第11条 本会の正会員、一般会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書（様式第1号）を会長に提出し、別に定める入会審査を経て、承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第12条 本会に入会する場合は総会の決議を経て別に定めるところにより、入会金を納めなければならない。

- 2 会員は、総会の決議を経て別の定めにより、会費を納入しなければならない。
- 3 会員は、納入した入会金及び会費の返還を求めることはできない。

(会員の権利義務)

第 13 条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を有する。

(退 会)

第 14 条 会員は次の各号の一に該当する場合には、退会するものとする。

- 一 退会届の提出
- 二 会員資格の喪失
- 三 その他法に規定する事由に該当する場合

(戒告及び除名)

第 15 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によりこれに戒告を与え又は除名することができる。

- 一 本会の名誉又は信用を毀損したとき
 - 二 本会の目的に反し、又は秩序を乱す行為があったとき
 - 三 会員としての義務の履行を怠ったとき
- 2 前項の規定により除名しようとするときは、その会員に総会の日から 1 週間前までにその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(権利の喪失)

第 16 条 会員が退会し又は除名されたときは、その理由の如何を問わず、既納の入会金及び会費の返還請求その他本会に対する一切の権利を失う。

(会員名簿)

第 17 条 本会は会員名簿を作成し、これを本会事務局に常置するものとする。

- 2 会員は、会員名簿記載事項に変更ある場合は、遅滞なく本会に届け出なければならない。
- 3 本会の会員への通知等は、会員名簿の記載により発する。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第 18 条 本会の設立時社員（正会員）の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

住所 長野県長野市合戦場 2 丁目 51 番地

氏名 赤羽 豊喜

住所 長野県松本市大字笹賀 5451 番地の 3

氏名 立石 秀樹

住所 長野県長野市大字敦賀 358 番地 1

氏名 久保田 栄二

住所 長野県岡谷市長地柴宮1丁目7番22号

氏名 杉村 浩平

第4章 役員及び顧問

(役員の種類)

第19条 本会に次の役員を置く。

- 一 理事 4名以上30名以内のうち
 - 会長 1名
 - 副会長 2名以上10名以内
 - 専務理事 1名以内
 - 常務理事 2名以内
 - 二 監事 1名以上 3名以内
- 2 会長は法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事は、正会員の中から選任する。
- 3 前項の規定にかかわらず理事10名以内を正会員外から選任することができる。
- 4 会長及び副会長は、理事のうちから理事会において選任する。
- 5 専務理事及び常務理事は、理事会において選任する。

(監事)

第21条 監事1名は、会員外から総会において選任し、常任監事1名を置くことができる。

- 2 常任監事は前条第一項の規定により選任された監事のうちから会長が委嘱する。

(役員職務及び権限)

第22条 会長は本会を代表し会務を総理し総会、理事会を招集して理事会の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、その職務を代理する。
- 3 専務理事は会長及び副会長を補佐し、その職務を代理する。
- 4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、本会の業務を運営する。
- 5 理事は理事会を組織する。
- 6 監事は法99条ないし104条の職務を行う。
- 7 監事は総会、理事会に出席し意見を述べることができる。

(役員任期)

第23条 各役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会終了のときまでとする。ただし重任を妨げないが、会長及び副会長のそれぞれの任期は3期を限度とする。

- 2 役員は、任期終了後であっても、後任者の就任まで引き続きその職務を行う。
- 3 補欠のため就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(解 任)

第 24 条 役員職務遂行に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があったとき、あるいは本会の名誉又は信用を毀損する行為をしたときは、総会の決議によりその役員を解任することができる。

(顧 問)

第 25 条 本会に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の諮問に応じて、総会、理事会に出席し、意見を述べる
ことができる。
- 4 顧問の委嘱期間は、役員任期と同様とする。

第 5 章 総 会

(決議事項)

第 26 条 通常総会は、法令及び定款に別段の定めがあるものの他、次の事項を決議する。

- 一 事業計画及び予算の承認
- 二 事業報告及び会計報告の承認
- 三 入会金及び会費の額並びに納入方法
- 四 前三号に掲げるものの他、理事会が付議を決議した事項

(総会の種類及び招集)

第 27 条 総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、臨時総会は、会長が必要と認めたときに理事会の決議により招集する。但し、この定款においては、通常総会を法上の定時社員総会、臨時総会を法上の臨時社員総会とし、表決件を法上の議決権とする。

- 2 正会員の 5 分の 1 以上又は監事が会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したときは、会長はその請求を受けた日から 6 週間以内に臨時総会を招集し、開催しなければならない。
- 3 総会は開催の日から少なくとも 2 週間前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面若しくは電磁的方法による通知を発して招集しなければならない。

(総会の議長)

第 28 条 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選任する。

(総会の成立及び決議)

第 29 条 総会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席により成立し、その議事は出席正会員の

過半数を持って決する。

- 2 前項の規定にかかわらず第 14 条第 1 項の除名の決議、及び第 22 条のうち監事の解任の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の表決権の 3 分の 2 以上の多数で決する。

(表決権)

第 30 条 正会員は各一個の表決権を有するが、一般会員及び賛助会員は表決権を有しない。

- 2 止むを得ない理由により総会に出席できない正会員は、第 26 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき書面又は代理人により表決権を行使することができる。
- 3 前項に規定する代理人は本会の正会員に限るものとし、総会ごとに委任状を提出しなければならない。
ただし、委任状の提出に代えて、本会の承諾を得て当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 書面又は代理人によって表決権を行使する正会員は、総会の出席者とみなす。

(総会の議事録)

第 31 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には開催の日時、場所、議事の経過及びその結果、並びにその他法で定められた事項を記載し、議長及び出席した正会員 2 名以上のものが署名又は記名押印しなければならない。

第 6 章 理 事 会

(理事会)

第 32 条 理事会は、全ての理事及び監事をもって構成し、この定款に別段の定めがあるものの他、次の事項を審議決定する。

- 一 総会の決議事項の執行に関する事項
 - 二 総会に提出すべき議案に関する事項
 - 三 総会から委任された事項
 - 四 前三号に掲げるものの他、本会の会務の運営に関し、会長が必要と認めた事項
- 2 会長は、毎事業年度ごとに 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会の招集方法)

第 33 条 会長は、開催の日から少なくとも 2 週間前に会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した通知を発して招集しなければならない。ただし、緊急の場合には、その期間は問わない。

(理事会の成立及び決議)

第 34 条 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、その議事は出席者の過半数をもって決する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。但し会長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により他の理事がこれに当たる。

(理事会の議事録)

第 35 条 理事会議事は議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には開催の日時、場所、議事の経過及びその結果、並びにその他法令で定められた事項を記載し、議長及び出席した監事が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 委 員 会 及 び 事 務 局

(委員会)

第 36 条 本会の事業につき、特に専門的な調査審議又は特別の事項の処理遂行に当てるため、理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の設置及び運営に関する規約は別に定める。

(事務局)

第 37 条 本会の事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び職員を置くことができる。

- 2 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。
- 3 事務局長は、理事をもってあてることができる。

第 8 章 支 部

(支 部)

第 38 条 本会は理事会で定めた区域ごとに支部を置くものとする。

- 2 支部の区域内に事務所を有する会員は、その支部に所属するものとする。
- 3 支部に支部長を置き支部を組織し、支部活動を行う。
- 4 支部長は、その支部の推薦により会長が委嘱する。

第 9 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第 39 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- 一 会費

- 二 入会金
- 三 寄付金品
- 四 資産から生ずる果実
- 五 事業に伴う収入
- 六 前各号以外の収入

(経 費)

第 40 条 本会の経費は資産をもってあてる。

(資産の管理)

第 41 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(事業年度)

第 42 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業報告書の作成)

第 43 条 会長は毎事業年度の末日ごとに次の書類及びその付属明細書を作成しなければならない。

- 一 事業報告書
 - 二 貸借対照表
 - 三 損益計算書
 - 四 付属明細書
- 2 会長は前項の各書類を、毎年通常総会の開催日より 3 週間以上前に監事に提出して監査を受けなければならない。
- 3 監事は前項の書類の提出を受けた日から 1 週間以内に監査し、かつ、その報告書を会長に提出しなければならない。

(事業報告書等の承認)

第 44 条 会長は前条第 1 項各号の書類を通常総会に提出してその承認を得なければならない。

第 10 章 定 款 の 変 更 及 び 解 散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会において、総正会員の過半数以上であって、総正会員の表決権の 3 分の 2 以上の決議を経なければ、これを変更することができない。

(解 散)

第 46 条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の表決権の 3 分

の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第47条 解散に伴う残余財産の処分方法は、総会の決議を経てこれを定める。

第11章 補 則

(施行規則等)

第48条 本会は、この定款の運用を円滑にするため、定款に別に定めるものの他、理事会の決議を経て、施行に関する規則等を定める。